

## 原子力事故再発防止顧問会議（第4回）議事録

日時：平成23年12月2日（金）10:00～12:00

場所：合同庁舎4号館共用108会議室

議題：

- （1）原子力事故再発防止顧問会議提言について
- （2）その他

出席者：

松浦祥次郎	公益財団法人原子力安全研究協会評議員会長（座長）
飯田哲也	NPO法人環境エネルギー政策研究所所長（委員）
飯塚悦功	東京大学大学院工学系研究科特任教授（委員）
井川陽次郎	読売新聞東京本社論説委員（委員）
川勝平太	静岡県知事（委員）
北村正晴	東北大学名誉教授（委員）
鈴木基之	東京大学名誉教授（委員）
住田裕子	エビス法律事務所弁護士（委員）
関村直人	東京大学大学院工学系研究科教授（委員）
細野豪志	原発事故の収束及び再発防止担当大臣
中塚一宏	内閣府副大臣
園田康博	内閣府大臣政務官
森本英香	内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室室長
荻野徹	内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室副室長
櫻田道夫	内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室副室長
坪井裕	内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室副室長

<開会>

森本室長

それでは、時間になりましたので、会議を開始させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、寒い中、また、大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日最終回でございますが、計9名の委員の方に御参加いただいております。首藤先生と高橋先生におかれましては、本日は御欠席ということで御連絡いただいております。

早速でございますが、開催に当たりまして細野大臣よりごあいさつをお願いいたします。

細野大臣

ここまで本当に委員の皆様には、お忙しい中を度々御足労いただいて、活発な御議論をいただいております。いよいよ12月に入ってまいりましたので、原子力安全庁の在り方についても最終的に集約をして、年明けの法案の提出に向けて準備を加速化させていかなければならないと思っております。

若干、最後まで原子力安全庁については、どこまでの範囲を所掌の中に入れるのかということについて、政府内で調整が続いておりましたけれども、決着が着きまして、その在り方がより明確になってまいりました。

具体的に申し上げますと、放射線のモニタリングについては、規制をする側がしっかりと全体を見ることができるといふ状況をつくらなければなりませんので、これは原子力安全庁に一括計上で予算をつける形になりました。

放射線審議会が、幅広く放射線のさまざまな基準について議論をする場所になってきたわけですが、これまで文部科学省の下にあったこの審議会についても、原子力安全庁もしくはそれを所掌する環境省の下に設置をすることになりました。

もう一つ大きな扱うべきテーマといたしまして、放射線医療や福島の皆さんの健康の問題についても、環境省が所掌することになりました。これを環境省が扱うということに関しては、果たしてやり得るのかどうか私の中にも正直言うと逡巡がございましたけれども、どこかがやらなければならないし、福島の皆さんが一番困っておられるわけですし、国民の皆さんが最も不安に感じておられるのもここにありますから、だれかがやらなければならない、どこかが責任を持ってやらなければならないのであれば、我々がやろうではないかということで、省内で議論を尽くしまして、最終的にそれを担当することになりました。

それに伴いまして、さまざまな専門家を中にしっかりと引き入れていかなければなりませんので、定員についても一定の増加が認められる方向になってまいりました。

また、そのことについての最も専門的なこれまでの蓄積を持っておるのは、我が国の場合には独立行政法人放射線医学総合研究所、いわゆる放医研でございます。この放医研についても、これまで文部科学省が所管しておりましたけれども、これについても環境省とともに共管をするという形になりますので、この放医研のさまざまな専門家の知識も活用することができると考えております。当然、これだけ大きな不安が国民の中に広がってきておりますので、その放医研の在り方をより低線量被曝についてしっかりと対応できるような在り方に少しずつ変えていかなければならないというの、これも環境省の大きな仕事であると思っております。

以上、御説明を申し上げましたとおり、原子力安全庁を取り巻く国民の皆さんの期待が非常に大きいという中で、扱うべきテーマも非常に多岐にわたる、そして難しい課題となってまいりました。その自覚を持ってこれからもこうした法律の策定であるとか、更には組織の準備にかかってまいりたいと思っております。

そういった組織をつくる段に当たっても、顧問会議の皆さんがこれまで御議論をいただいていた中身というのは、非常にありがたい貴重な御議論だと思っております。本日最終回ということで議論をまとめていただくと伺っておりますけれども、本日の会議においても議論を更に深めていただいて、提言をまとめていただけますよう、お願い申し上げます。

私どもといたしましては、かなり押し迫ってはきておりますけれども、皆さんからいただいた提案については、基本的にはすべて前向きに受け止めた上で、その実現に向けてさらなる努力をしていきたいと思っております。

最後に、私は今日国会に呼ばれておりますので途中で失礼をしなければなりませんけれども、これまでこの会議をおまとめいただいた皆さんに、心より感謝を申し上げたいと思います。特に松浦先生には大変難しい会議の座長も引き受けていただいて、ここまで本当に引っ張ってきていただいたことに心より感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

森本室長

ありがとうございました。

では、報道関係者の方々、カメラ撮りはこれまでとさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(報道関係者退室)

森本室長

それでは、ここからの議事進行は松浦座長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

松浦座長

それでは、議題に入ります前に、事務局から資料の確認をお願いいたします。

坪井副室長

それでは、資料を確認させていただきます。

議事次第、座席表、委員名簿がまず配られておりますが、その下に資料1といたしまして提言案がございます。この資料は前回の会議での松浦座長の試案を基に、前回会議での御意見、更には会議後に書面でいただいた委員の皆様方からの御意見を踏まえまして、松浦座長と御相談の上、作成させていただいたものでございます。

この資料の後に、委員の先生方に御提出いただいた御意見を添付しております。順番に井川委員提出資料、首藤委員提出資料、関村委員提出資料、高橋委員提出資料がございます。

参考資料1は前回会議の議事録でございますが、これは既にホームページにおいて公表されている資料でありますので、委員のみの参考配付とさせていただいております。参考資料2はホームページを通して募集させていただきました御意見をとりまとめたものでございます。

資料につきましては以上でございます。

松浦座長

資料に関しましてはよろしゅうございますでしょうか。

<議題1：原子力事故再発防止顧問会議提言について>

松浦座長

それでは、議題に入らせていただきたいと思います。今回の会議の議題は原子力事故再発防止顧問会議提言についてでございます。これまでの会合におきまして、いろいろ積極的に御意見をいただきましたし、また、会議の間におきましてもメール等を通じまして非常に真摯に御対応いただいたことを、座長として私からも深く感謝申し上げます。

今回の内容ですが、まずメインは資料1でございますけれども、資料1の前に参考資料2をごらんいただきたいと思います。これは先ほど事務局からも御説明がございましたが、内閣官房のホ

ームページを通しまして、原子力安全規制に関する組織の在り方、原子力安全規制強化の在り方などにつきまして、意見を一般的に募集した結果をとりまとめたものでございます。御意見はいろいろございますが、全体で21件でございました。

これらの御意見に関しましては、このたびの提言案の中に作成の途中でこれは適切というものゝは当然入れることもありましたが、とにかく全体として参考にさせていただいております。また、政府におかれましても、原子力安全政策の立案、実施等の際には、是非このような御意見を参考にさせていただければいいのではないかと考えます。

では、資料1に移りたいと思います。資料1の提言案でありますけれども、これは前回の座長試案に対して会議の席上でもいろいろ御意見をいただきましたし、その後、意見等を交えていただきました後で、各委員からも追加の御意見をいただきました。そういうものを取り入れさせていただきますまして、何度かやりとりの上、全体として事務局にいろいろ私からもお願いいたしましてとりまとめたものでございます。

最初に、まず事務局から、委員の方々から御意見をいただいて、前回の試案からどのように変更したかという点を中心に、まず簡単に御説明していただきたいと思ひます。お願いいたします。

#### 荻野副室長

それでは、事務局から、前回の座長試案以後の変更点、追加点等につきまして御説明をいたします。資料1をごらんいただきたいと思ひます。

1 ページ目でございますけれども、冒頭で、関村委員から御指摘がありました、今回の事故の認識として巨大複雑系社会経済システムに発生した事故であることをまず確認するということがあります。また、真ん中の辺りで、住田委員ほかから御指摘もありました、安全神話という言い方が非常にあいまいであるということで、よりきちんと書くということでございます。前回会合の後でいただいた意見でございますけれども、井川委員から、被災者への支援、損害賠償手続の迅速化等について言及すべきだということで、追加をしております。冒頭のまとめとして、座長の御指示で今回の最重要の使命として、原子力安全規制体系の再構築をうたっているものでございます。

2 ページは、やや下の方になりますけれども、井川委員から御指摘いただきました。短期的に対処すべき課題と中長期的に取り組むべき課題を明確に区分する必要があるということでございます。同じく井川委員からいただいておりますけれども、今回の事故について、関係者について過去の責任から免罪されたわけではないということを深く認識すべきであるという点を言及しております。

3 ページ、基本方針につきまして、記載をより明確化するということで、大原則として、国民の信頼をするに足りる能力と、その能力を十分に発揮することが可能となる独立性を備えたものとして制度設計されなければならない。その上で、具体的な組織編成について、政府案は5つの原則であるけれども、更に2つの項目が追加されるべきだ。このように、論理構成についてより明確にしたものでございます。とりわけ技術的能力の必要性につきましては、飯塚委員から御指摘いただいたところを取り込んでございます。

5 ページ、原子力安全規制の「一元化」につきまして、原子力安全委員会の機能でございますけれども、前回、ダブルチェックについて、やや形骸化されているとの指摘がされたわけでございますが、原子力安全委員会が担ってきた機能のうち、今後とも引き継ぐべきもの、特に科学的

知見を取り入れる手続等についての公正さの確保といった点でございますが、その点につきまして高橋委員の御意見でここに追加をしております。

6 ページ（4）の上のところでございますけれども、ここも政府としての責任について明確にしておくことなしには、国民の理解は得られないということ、これは井川委員の御意見でございますが、追加をしております。また（4）の一番最後でございますけれども、飯塚委員の御意見で、人材の技術的能力の継続的な向上について追加をしております。6 ページの一番下の方でございますが、飯田委員の御意見でありまして、ミッションの不明確さが官僚的、権威主義的な行政運営につながったのではないかという御指摘について、追加してございます。

7 ページ、これも上の方でございますけれども、飯田委員からの御指摘で、従前、問題が起きるたびに規制強化を試みられているが、これが、実効的な安全対策の強化につながっていなかったのではないかという点について指摘をしております。（6）でございますけれども、パニックという用語の使い方が適当でないという首藤委員の御意見がありますので、表現を是正しております。（6）の一番最後のところでございますが、ここも適切な情報発信等なくして国民の理解は得られないということで、井川委員の御意見を記載しております。

8 ページで、環境省の下に設置することへの考え方が記載されているわけでございますけれども、井川委員からありましたように、環境省はこれまで廃棄物処理事業を所管・推進する立場にあったという問題点の指摘がございましたので、それを追加しております。

9 ページ、新しい安全規制組織の基本的なミッションにつきまして、原子力災害の防止とあるわけでございますけれども、これは首藤委員からの御意見で、未然防止だけではなく、万が一発生した場合に被害の拡大防止等をも含むということを書きこんで書くべきだということで、そのようにしております。9 ページ目の下の方からは、原子力安全審議会（仮称）の機能と業務についてですが、これは全体としてももう少し明確に、具体的に記載すべきだということが前回、多くの委員の方から御指摘をいただいておりますので、その記載を充実させたものでございます。例えば、実際の規制の現場や現実を踏まえた役割が重要だという井川委員の御意見の追加でありますとか、一番最後の行でございますけれども、これは前は個別の許認可に関与をすると客観性が保てないということが書いてあったわけでございますが、意味がとりにくいところもあるということで、座長の御指示で表現を直してございます。

10 ページ、一番上の2つ目のポツでございますけれども、井川委員からの御指摘で、審議会の業務として安全研究等についての司令塔の役割を付与すべきという御意見を記載しております。

10 ページ、審議会の第三者性の確保の一番最後でございますけれども、飯田委員からの御指摘で、国会同意人事にするというだけではなくて、その選考基準とか選考委員会を設けるといったようなことも必要ではないかという御意見を記載しております。また、その下の審議会の事務局につきましては、高橋委員からいろいろ御指摘をいただいた内容を記載しております。

個別の政策事項の審議につきましても、これも高橋委員の御意見などを参考に記載をしております。11 ページにおきましては（2）のすぐ上のところ、こういった行政の判断過程の科学的知見の導入を行うに際して、公正と透明性を法令に基づく仕組みを通じて確保することが重要だという御指摘を記載してございます。さらに、この点につきまして、高橋委員より具体的な御提案がございまして、時間の都合でここには盛り込めておりません。これは、後ほど御紹介をさせていただきます。11 ページの一番下の方でございますけれども、いわゆる保障措置につきまし

て、高橋委員、井川委員から御指摘がありまして、両論併記的に2つの考え方が記載されております。

12 ページの一元化についての指摘の3つ目でございますけれども、高橋委員からの御指摘で、研究開発予算から安全研究への予算のシフトが必要であるという御意見を記載しております。その項の下の方で、原子力損害の賠償につきまして、これも井川委員からの御指摘などを踏まえて、両論併記的に2つの考え方が記載されております。また、そのすぐ下でございますけれども、高橋委員からの御指摘で、原子力委員会との関係について記載をしております。

12 ページの下の(3)「危機管理」体制でございますが、これにつきましては前回、住田委員から、全体として具体性に欠けるし、流れといたしますか、指揮系統といたしますか、それがよくわからないということで、もう少し記載を充実すべしという御指摘がございましたので、12～14 ページにそれぞれ基本的な考え方でありまして、原災本部の役割、オンサイト対策、オフサイト対策につきまして記載の充実を図っております。

14 ページの平時における備えのところでございますが、これは首藤委員から ERSS、SPEEDI について充実といった記述があるけれども、ハードの充実よりも使い方の問題だということの御指摘がありまして、その旨を記載しております。

15 ページも、先ほど申し上げましたような危機管理についての記載を全体として整理、充実をさせていただいております。15 ページの一番最後の方で、事故後の被災者、被災地支援体制等の整備ということで、これは項目全体として追加でございますが、井川委員からこういった点の心配りといいますか、配慮なくして物事は前に進まないという御指摘がございましたので、その意を体しまして、十数行でございますが、記載を追加しているところでございます。

16 ページにおきまして(4)組織文化の変革の、国際的な研究・研修機関の構想の一番最後のところで、新しい研究・研修機関についていわゆる放医研との連携等の必要がある等々につきまして、飯田委員からの御指摘を踏まえて追加をしております。

17 ページは、井川委員、関村委員からいろいろ御指摘をいただいているところでございまして、それを踏まえまして記載を充実しているところでございます。17 ページの多様な人材確保の2つ目のポツで、専門的知識の人材として第一種放射線取扱主任者等を例示として追加をしております。これはパブコメといたしますか、ウェブサイトで寄せられた御意見17番を参考にさせていただいております。17 ページの一番最後から18 ページにかけての部分でございますけれども、海外を参考にして原子力新組織の職員の給与面での優遇等については検討すべしといった内容について、前回の井川委員の御意見を基に記載をしております。

18 ページ、一番最後のパラダイムシフトということがございますが、これは首藤委員の御意見を参考にさせていただいております。

規制についての基本的な考え方につきまして19 ページでございますけれども、前回北村委員、首藤委員などから御指摘がありましたように、単に規制を強化するということではなくて、常に弱点を探して、それに手を打っていく等々の考え方、あるいは、リスクのとらえ方について、国際的に、他分野における知見を参酌すべきといった御意見をここに記載しております。井川委員からの御指摘で、原子力安全審議会(仮称)が規制の執行状況についてチェックを行うことが必要だといった内容を記載しております。

続きまして、原子力安全規制の安全目的というところでございますけれども、この規制の目的について、高橋委員から御指摘がありまして、科学技術水準に照らして適切な安全対策がとられ

ることを確保するということが目的であるということ、首藤委員からの御指摘で、万が一事故が起きたときにも、拡大防止・緩和を徹底することが必要であるということ、井川委員からの御指摘で、やはり事故が起きた場合の影響の軽減あるいは被害の回復を可能ならしめるといったことについて、記載をしたものでございます。

20 ページ、原子炉の安全・リスク評価・公表の項で、これも関村委員からの御指摘を踏まえまして、リスクの評価についての考え方を記載しております。

21 ページ（6）情報公開のすぐ上のところでございますけれども、井川委員からの御意見でございますが、規制をするに当たって、その規制の適正さの確保の観点から、行政審判的な制度について中長期的に検討すべきという内容を加えております。

（6）の情報公開についてですが、情報公開の在り方について前回、ちょっとあいまいな表現であるということ、住田委員からも御指摘をいただいているところでございますので、そういった御指摘や、あるいは高橋委員の御提案などを踏まえて、例えば企業のノウハウ情報に該当する場合であっても、積極的に公開することを法令上、明確にすべきといったことを記載してございます。

22 ページ、括弧のすぐ上の部分でございますけれども、これも原子力リスク論を再構築すべきということで飯塚委員、北村委員からの御意見をここに取り入れさせていただいております。

（7）の 22～23 ページにかけて、国際性のある組織、人材の育成ということで、これは多くの先生方や関村委員からもいろいろ個別にいただいておりますけれども、そういった内容を記載しております。とりわけ 23 ページの一番最後の 3 つのポツにつきましては、関村委員の御指摘でこのような形にしております。

24 ページ、おわりにの部分ですが、これにつきましてはとりわけ緊急に対処すべき点についてきちんとやりなさいということで、川勝委員からの御指摘を書いておりますし、前回、座長が冒頭におっしゃいました、こういった内容については行政としてもきちんと受け止めるとともに、省益を超えて実質的な議論を進めていくべきだということについて、おわりにの部分に記載をしているということでございます。

個別の事項ではありませんけれども、全体の構成につきましては、川勝委員から、体系的にわからないところがあるので直すべしということで、具体的なお提案をいただいておりますので、全体の構成はそれに従ったものとしております。

長くなりましたが、以上でございます。

松浦座長

ありがとうございました。

今、御説明のありましたように、およそいただいた意見は可能な限り提言の中にも含めるという形で作業を進めたわけでございます。これは実は昨日の夕方までの作業の結果でございますが、そのころに、あるいはそれ以降にいただいた御意見については、この中に入れる時間的余裕がございませんでした。それにつきましては、今日は、井川委員、首藤委員、関村委員、高橋委員から、いろいろ御意見をいただいておりますが、それはここでこれから追加の説明をいただきたいと思っております。

井川委員の意見は全部入っているということによろしいですか。

井川委員

おかげさまで全部採用していただいております。勝手に申し上げまして、どうもお手数をかけました。ありがとうございます。

松浦委員

そうすると関村委員はいかがでしょうか。

関村委員

ありがとうございました。

私からの意見を提示させていただきましたけれども、基本的には今回の改訂案に入れ込んでいただいていると理解しております。しかしながら、提示した意見の背景についてはお話をさせていただく必要があると考えていますので、少々時間をいただければと思います。

私は安全研究と人材育成という観点からコメントをさせていただきました。

安全研究の定義については、必ずしも改訂案の中には十分概念としては書き切れていないと理解をしています。しかしながら、そこだけを詳細に書くことはなかなか難しいということもありますので、ここでは背景になるところについて私の考え方を述べさせていただきたいと思います。

まず、安全研究は当然ハードウェアの研究をしていくことだけではないわけです。またデータを生み出していくという意味のみで安全研究をとらえるのではなくて、データをまとめた形で情報化していったって、しっかり公開でき、共有化していけるものにしていくべきである。知識と言えるものに仕上げていくという作業をしていくことが安全研究であると考えます。知識化ということを実際に表すことができるのが規格や基準です。これらをつくりあげていくために安全研究が必要になります。

人材につきましてはきちんとリーダーシップも含めて書かれていると思いますが、人材を安全研究とともに作りあげていくためには、それらを支えるような財政基盤が必要となります。更にさまざまな設備・施設などの研究を支えるような基盤になるような部分が国際的にも国内にもあるわけですので、これらをどういうふうにしかりと結び付けていくかということが必要です。

また、情報をどのように仕上げていくかという意味で、先ほど基準とか審査のためのさまざまな規格・基準類に加え、その体系である制度設計自体も、安全研究の非常に重要な点であろうと考えております。

そういう意味で最初に申し上げました、いわゆる理系的な技術に関する安全研究だけではなくて、人文・社会科学も含む広い分野の安全研究が、安全庁の下にしかりと進んでいくことが必要でありますし、例えば大学で言えば工学、理学の分野の方だけではなくて、心理学の方々、公共政策を進めていらっしゃる方々とともに、安全研究が進められていくことが必要であろうと思っています。

あとは人材の育成という観点でも、同様のことを考えさせていただいているわけですが、中期的に時間をかけてやればよいという文章がありましたので、それは削除すべきであろうと考えました。

提出させていただいております資料の背景等につきましては、このようなことだと考えております。

以上でございます。



松浦座長

ありがとうございました。

私からこれは関村委員が事務局にお聞きするのがいいのか知りませんが、今いただきました関村委員の提出資料の中で見え消しというか、ここは消すというふうに線の引いてあるところと、下に下線が引いてあるところがあるんですが、これはある意味で今の関村委員の御意見を提言書の中に具体的に表すための案として、こういうふうになっていると理解していいものでしょうか。

荻野副室長

これ自体は関村委員のお考えということでございまして、ここは消して、ここを追加せよという御意見と受け止めております。

松浦座長

関村委員、そういうことでよろしゅうございますか。

関村委員

はい、結構でございます。

松浦座長

わかりました。

それでは、続きまして首藤委員と高橋委員の御意見をいただいたんですが、今日は御欠席でございますので、事務局から代わって御説明をお願いいたしたいと思います。

荻野副室長

それでは、資料にあります首藤委員と高橋委員の御指摘の御説明をいたします。

首藤委員につきましては2つございますが、1つ目は原子力安全組織のミッションとして災害の防止とあるけれども、それについては影響の拡大防止等々の概念も入ることを確認する必要があるので、この部分は少し修正された方がよいのではないかとということでございます。この点については、先ほど申し上げましたように、既にお配りしたのものの中に取り入れております。

2つ目は、平時における備えについての御指摘でございますが、これは前回の会合でこの部分について述べられた内容と同じでございまして、ハード面の高度化ということではなくて、使い方の問題であるという御指摘でございました。これにつきましても、既に今日お配りしたものに取り込んでいるところでございます。

松浦座長

そうすると、首藤委員の御意見に関しましては、既に今日皆さんの前に提出しました案の中で対応済みであるという理解でよろしゅうございますね。

荻野副室長

はい。そのように考えております。

松浦座長

それでは、高橋委員をお願いします。

荻野副室長

続きまして、高橋委員でございますが、高橋委員からは、本日は出席できないけれども是非読み上げてほしいという御連絡をいただいておりますので、読み上げをさせていただきます。

#### 原発事故再発防止顧問会議に向けての意見

2011年12月2日 一橋大学 高橋 滋

(1) 最終回であるにもかかわらず、出席できません。文書にて意見を述べさせていただきます。

(2) 「3. 具体的な対応策」 「(1) 「規制と利用の分離」による信頼される規制機関の設置」

・私は、原子力安全審議会（仮称）について、規制調査との役割分担を内部的に明確にすれば、政省令の策定と基本的政策の審議についても、原子力安全審議会（仮称）が関与する仕組みを設けることは可能である、と考えていました。公正取引委員会も、法令違反について調査をする部門と、調査の結果として下された処分に対する不服を審査する審判部門とを併置する仕組みを、これまでも採用してきました。

・原子力安全審議会（仮称）は調査に徹するとの立場が多数意見として提言に記載される場合、政省令・基本政策の決定を原子力安全庁（仮称）が行うに際しては、法令に基づき手続の公正・透明性等が確保されることを、詳しく書き込むべきである、と考えます。

特に、総合資源エネルギー調査会原子力・安全保安部会、原子力安全委員会は、審議に関する専門家の専門性・中立性・透明性の確保策について、現在、内規の形で定めを置いていますが、手続が一本化され、原子力安全庁（仮称）における審議手続の位置づけが格段に高まる以上、これらの措置を法令上のものに格上げ・強化すべきと考えます。

また、現在、環境影響評価法において、原発立地の際に説明会が義務付けられていますが、これと並んで、原子力安全委員会が内規に基づき実施している第二次公開ヒアリングも、原子炉等規制法上の説明会として義務付けるべきと考えます。

#### 【提案】

##### ○現在の提言案

「なお、こうした形で行政の判断過程への科学的知見の導入を行うに際しては、公正と透明性を確保することによって、手続的にも適正なものとなるよう手当てすることが重要であると考えられる。」

##### ○修正案

「なお、こうした形で行政の判断過程への科学的知見の導入を行うに際しては、公正と透明性を法令等に基づく仕組みを通じて確保することによって、手続的にも適正なものとなるよう手当てすることが重要であると考えられる。」

・まず、専門家の関与については、技術参与・顧問等の意見聴取会を法令で位置づけ、これらの者の任用に際し、知見の発展に伴い構成員の専門分野のバランスを適切に変化させ、かつ、専門家の中立性が確保されるよう、任命権者が配慮すべきことを法令に明記する。

- ・意見聴取会は、政令や基本政策の審議について公開を原則とし、個々の許認可の審議については、発言者を記した上ですべての発言を記録した速記録を作成し、一定の期間経過後（例えば、10年後等）に公開することを明記する。
- ・許認可に際し、原子力安全庁（仮称）は、法令上、付近住民に対する説明会を開催し、事業者に対し、出された意見につき、その場において口頭で、あるいは事後に文書で回答させ、必要と認める場合には自らの見解を示すものとする。」

これが、11 ページの上から 3 つ目のボツのところについての修文の御意見でございます。

次のページにまいります。これは、具体的な対応策の安全規制の 11 ページ目の一番最後、核不拡散についての保障措置業務のところでございます。これについては、既に対応済みのものでございます。念のため読み上げさせていただきます。

### （3）「3. 具体的な対応策」 「（2）原子力安全規制の「一元化」による機能向上」

- ・私は、核不拡散についての保障措置業務についても、施設における実際の監視等について、原子力安全庁（仮称）が一元的に実施すべきであると考えます。同じ施設について、別個の観点から別個の機関が立入調査等を実施することは、効率的・実効的に行政監視・監督をすべきであるとする規制改革の流れに反する二重規制となることから、反対です。
- ・原子力委員会は企画立案を行い、原子力安全庁（仮称）から実施状況の報告等を受け、必要な勧告等を行うことを通じて、平和利用・核不拡散防止に関する自らの責務を果たすことは可能であると考えます。

#### 【提案】

##### ○現在の提言案

「核不拡散の保障措置業務については、国際的な水準に準じて原子力安全行政の一元化という国際的な動向を踏まえると、いわゆる原子力の 3 S（安全規制、核セキュリティ、保障措置）を原子力安全庁（仮称）が一貫して担うことが 適当であるとの意見」

##### ○修正案

「核不拡散の保障措置業務については、国際的な水準に準じて原子力安全行政の一元化という国際的な動向を踏まえると、いわゆる原子力の 3 S（安全規制、核セキュリティ、保障措置）を原子力安全庁（仮称）が一貫して担い、原子力安全庁(仮称)による規制と他の組織による規制との施設への二重規制を排除することが適当であるとの意見」

以上です。よろしくご検討ください。

これが御意見であります。ただいま申し上げました 2 枚目の方につきましては、既に対応済みのものでございます。

松浦座長

ありがとうございました。

念のため再確認させていただきますが、今日いただきました関村委員の御意見については、一応対応済みである。首藤委員の意見についても、既に対応済みになっている。高橋委員の意見に関しましては、ページをめくった（3）のところは既に対応済みと考えていいということで、し

たがって1枚目の提案についてどう提言書に入れるかというのが、宿題として残っているということですね。ありがとうございました。

いただきました意見は以上でございますので、今日ここで御出席になっておられない委員からの意見に関しての取扱いについては、高橋委員の1枚目のところの部分はどう提言書に入れるかというのが残っているということでございます。

これからは今、いただきました意見に対する御意見あるいはお考えも含めまして、それぞれの委員の方から改めてこの提言について何か追加の意見があるか、あるいはおおよそ提言としてこれでいいかどうか。そういう点についても御議論いただきまして、御意見を自由にいただきたいと思えます。最終回でございますので、必ずしも提言案の内容に修正を加えるということでもなく、今後この提言を取り入れて政府において法律作成を進められるときに、どういう考えでこの提言を活用してもらいたいとか、そういう御意見でも結構でございますが、今10時45分でございますので、1時間ぐらい意見をいただくお時間がございますので、御自由に述べていただければ結構かと思えます。ただし、御出席全員の方の意見をいただきたいと思えますので、そこはお考えいただいて御協力いただきたいと思えます。

では、今度は席順でお願いしたいと思えますが、よろしゅうございますか。

#### 井川委員

いろいろ意見は既に文書で出ささせていただいて、採用していただいているので、その件についてはコメントいたしません。

2点だけ、1点はいろいろ書いてあるんですけども、関連法案をいっばいつくらなければいけないんだと思うんです。いささか不安なのは、例えば原子炉等規制法を新しく変えるのは、今回ある意味大失敗をやらした保安院が一生懸命つくっていると聞いているんですけども、失敗の当事者が一生懸命つくっている法律というのは、確かに手痛い経験をした人間がつくるというのは、ある意味、別の意味で見ればそれはそれで痛い経験を生かしてくれるだろう。もう一方で「ん？」というところもあるので、そこはしっかりした法律になるように、少なくとも途中経過も示しつつやってもらいたい。安全審議会についても含めて、是非ともそういう法案というのはなるべく早めに、国民にも広くお示ししながら是非とも進めてほしいなということが1点。

もう一つだけ、いろいろ言った中で採用はされているんですけども、もし可能ならば付け加えてほしいということが1点あります。これは保障措置のところにして、私自身は両論併記になってこれはこれで結構なんですけれども、私自身は実は今の文科省が担当しているということも、安全庁に持ってくるということも、どちらもすさまじい違和感がありまして、なぜかという、実はこれは国の根幹に関わる問題ではないのか。

最初保安院が3Sと言って、3つのうちのSの1つにしてしまっていること自体がけしからんという感じが実はしておって、何かと申しますと、保障措置というのは核開発に密接に関わるものでして、中東等ではイラン、イラク等、戦争になるような事態まで絡むものである。欧州においては各国が協力してEURATOMのような国際組織までつくって、これは一種の外交交渉のカードになっていることなわけです。

将来的にアジアについても、日本は民主党さんは国内では脱原発依存だけでも、原子力発電についてベトナム等アジアへの輸出も政策として進めるということをおっしゃっているし、隣の韓国というのは来年、核セキュリティサミットみたいところで再処理にも韓国として乗り出し

たいみいたいなことを、相当意欲を燃やしています。これはまた1つこの地域の核開発についての不安要因の1つであるし、北朝鮮はいまだに核兵器を放棄しておらない状況であるし、中国は100基単位で原発を持つ一方で、核兵器開発を延々と進めておるといふことの中での状況の中で、この3Sというおとしめることも怪しからんし、文科省の中にとどめておくといふのも本当にこれでいいのかといふことがあります。今回移管といふ中で安全とは直接タッチしない中でクローズアップされてきたといふことを契機に、これは恐らくこの懇談会なんかでは話にならなくて、もう少し政府レベルで、政治家の方もおられるので、是非ともこれは安全保障問題で、しかも、なおかつ国際交渉の1つの重要なイシューであることを踏まえて、別の場でこれはしっかりと議論していただきたいといふことがあります。

蛇足ですが、できれば、もし可能ならば、この両論併記といふことだけではなくて、最後の方に国際関係とか国際交渉があるもので、優秀な役所の方もおられるので、是非、今、申し上げたことを3行程度に縮めて入れていただくと誠にありがたい。

以上です。

松浦座長

ありがとうございました。

井川委員の御指摘は、実は私自身もかつて現場でプルトニウムや高濃縮を扱ったときに身にしてみte感じたところでございまして、非常に御意見は理解できるつもりでありますので、そこは事務局とよく相談してつくりたいと思います。ありがとうございました。

次、どうぞ。

飯塚委員

2つあります。

1つは前回の会議でも申し上げたのですが、今回の事故を踏まえて課題を特定し、それを受けて政府の改革への5つの基本方針に2つ加えて7つの原則を提案しているのですが、その7つの方針の根拠をきれいに書きたいと思ったということです。

時間がなくてできなかったのですが、今回の事故をきちんと分析してみるに、こんなことが起きている、その背景要因まで分析してみればこんな問題の構造になっていると整理して、これらに対応するには、こんな能力もしくは体制が必要であろうと導き、論述したかったです。それを受けて7つの方針が位置づけされるという記述を1章と2章の間に入れたいとは思ったのですが、なかなか書けなくて、それを明確に申し上げることができませんでした。何かもう少し言いたいなという感じがしております。この7つの方針の正当性、妥当性を国民に説明するとき、あるいはこの顧問会議からのよくできた論理的な提言であることを示す根拠みたいなものがほしいと思ったのですが、それができず申し訳ないと思っています。

直感的といひますか、さっと一読したときにこれで全部カバーしているだろうといふことは何となくわかるのですが、それをもっと理論武装したいと思いました。これからでは無理ですので結構でございますけれども、心残りではあります。

もう一点は、多くの方々の多様な意見が取り入れられよくできた提言なのですが、非常に一般的、抽象的もしくは玉虫色的に見えることを何とかしたいといふことです。これがよいことかどうかわかりませんが、それぞれの提言に対して、こんなことをこの範囲まで行ふことを意図して

いるというようなことをどこかに書くというか、残してはどうかと思います。提言という形で文書だけが残されたとき、それがどう使われるかを考えると、必ずしもこの顧問会議の意図どおりに理解されるかどうかかわからないところがありまして、それは実はこれはこういう意味なんだという解説のようなものがあつた方がいいようにも思います。この会議で議論された方がこの後の法令化などさまざまな施策の現場において、何らかの形で深くコミットしていけば提言の意図を実現することはできるのかもしれませんが、何かそれを確実にやる工夫がほしいと思いました。

いろいろ勉強させていただき、どうもありがとうございました。

松浦座長

ありがとうございました。

今の御意見で、特に前の部分も後ろの部分もそうですけれども、やはりこの会が4回くらいで閉じないといけないという、これは法律案が片一方で準備されておりますので、それに実効的に影響を与えようとする、今のようないくつかのタイミングで出さないことには何の役にも立たなくなりますので、そういう点で今日閉めるということにせざるを得ないんですが、確かに今、お考えのような御意見は、ほかの委員の方も多分皆お持ちだろうと思うんです。

したがって、余り長い文章になつても扱いに困りますけれども、短いといひますか、A4で1ページないし2ページぐらいの言わば所感とか所論という格好で、この提言とは別に、後ろへ付けるような格好で皆さんから御提出いただけるなら、それをある意味でパンチするような格好で後ろに付けるという、そういうようなことをしてみたいと思つております。私はもし皆さんからそういう御意見が出たら、そういうことを御提案しようかと思つたんですが、これから後ほかの先生方の御意見も聞きまして、もしそういうことをした方がよろしければ、事務局に取り計らつてもらふというふうにお願ひしたいと思つております。

次、どうぞ。

飯田委員

事前にメモを出す余裕がなく、今日、口頭で申し上げようと思つた部分を含めて6点ほど、手短かに申し上げたいと思ひます。

2点は以前この中で発言した内容で、入つてゐるのか、もしくは御意見もあつたということに反映していただければというのがあつて、1つは原子力安全審議会の役割として、前回、ドイツの倫理委員会のメモをお配りしたわけですが、文章で言えばリスクコミュニケーションのところにも原子力リスク論は再構築すべきという御意見、これは北村先生もおっしゃつてゐたような話があるわけで、従来のリスクコミュニケーションがどちらかと言うと工学的、経済学的な概念に寄り過ぎてゐたという側面がありました。そこで、原子力安全審議会の中に社会科学的な、いわゆるちゃんとした知見を反映できる人がいて、しかもその下に部会が1つそういう方向性があつてもいいのかなというところを、どこか安全審議会のところに、いわゆる最新の社会科学的な考え方を反映していくような役割が必要という意見もあつたという感じが1つあつてもいいのかなと。

2点目は先ほどの井川委員の話にも重なるところなんですが、移行措置のところも前回コメントをしたと思うんですが、現実にはいろいろな実務が進んでゐる中で、法案準備から膨大で大変だと思うんですが、こういった提言も移行措置の中で保安院、そして引き渡す中で是非前倒して考慮していただきたいみたいなことが、最後のまとめみたいなところにあつてもいいのかなと。

3点目は今の飯塚委員の話と松浦座長の話に重なるわけですが、当初ここの委員に入ってくれということで事務局から御説明を受けたときに、とりあえずは年内にまとめるんだけれども、事故調の結果であるとか、いろんなことがあった場合にはまた検討するということが、第1回にもたしかそういった議論があったかと思imasので、おわりにのところに、改めて必要に応じて見直す場を設けるといったことがあると良いと思います。また、今の飯塚委員の意見は私もちょうど考えていて、いろんな意見が入って、ほとんど反映していただいているんですが、実際に今度見直すときに、立ち上がったときにこれをすべて反映するのは不可能だと思いますので、ここまでは反映できて、これは反映できなかった、これは宿題として残っているという感じで、そういうチェック&レビューみたいなこともこの先、これに従って必要なんだということを、最後のまとめのところにに入れていただけるといいのかなと思います。

もう3点は追加です。1つには、これを実効性ある形にして独立性とか人材育成とかいろいろ書いてあるんですけども、往々にして政府の関係でよくあるものとして、各省庁からの出向者が多く集まったり、場合によっては業界から天上げで入ってきたりするとか、現実的には難しいと思うんですが、キーワードとしてノーリターンルールということが少しどこかに書いていただけないかなと思っています。100%は難しいにしても、独立性を維持するためには定期的な人事異動、出向、天上がりという、これまでである慣習的なやり方を超えて、そり代わり高い処遇をきちんと与えて、誇りある仕事をやっていただくということとの裏返しとして、ノーリターンルールのなものが必要ではないかというのがあります。

2つ目の追加は、今回も事故が起きて、つい最近も国会同意人事で国会の事故調、その前には政府の事故調と、事故調というのはいつも泥縄のなんです。ですから、勿論原子力だけで事故調は要らないと思うんですが、先ほど航空とかいろんなところも書いてあったので、ある程度事故調査委員会をこの国では立ち上げるときの規則的なものも少し付言しておいて、その中に恐らく実務に携わっていない原子力安全審議会（仮称）が恐らく貢献するようなことになるのではないかなと思うんですが、規制そのものの実務はある意味被告になるので、そういう意味での審議会の役割というものがあるのかなと。

そして、最後に今、井川委員がおっしゃった保障措置とか核管理の話がどうなるのかわかりませんが、そのことも含めて言うと、最後のおわりにでもどこでもいいんですけども、原子力委員会そのものの役割も見直しが必要ではないかということも1点付言していただいて、もし保障措置があそこから抜けていくと、ほとんど原子力委員会の役割はないということと、そしてエネルギーであればエネルギーのミッションでできる。そして、なおかつ今回事故が起きてからこの一連、原子力安全委員会と原子力委員会はどういう役割を果たしているのか、国民の目から見たら全くわかりません。やはりそういったことは、勿論最後のどうするかはここで議論する役割ではないんですが、そこも含めて保障措置をどこがどう見ていくのかということになると、原子力委員会の役割の見直しということも当然付言することになるのではないかなと思っています。

以上です。

松浦座長

ありがとうございました。

今の御意見の中で理解が十分できなかったのは、最後の事故調に関していつも何かあると事故調は泥縄的になっている。だからこれはそうではなくて、原子力安全審議会か調査会か、そこにもともとから事故調的な特性を入れておけという、そういう御意見ですか。そうではないですか。

飯田委員

それは多分無理だと思いますので、原子力ためだけの事故調は多分 too heavy なので、事故調査委員会は航空にしる鉄道にしるこういうプロ集団で、そのときに原子力の事故の場合は審議会の人間がそこに貢献をしていくなり、そういうような事故調の立ち上げの在り方について何らかの形で。

松浦座長

それは要するにゼネラルな意味で事故調の在り方みたいなものをあらかじめ政府で決めておいて、そして原子力事故に関しては原子力審議会が、その委員のプールの1つを占めるという意味ですか。

飯田委員

そういう意味です。

松浦座長

わかりました。それで理解できました。

関村委員はいかがですか。

関村委員

少しだけ時間いただいて、追加的な意見を申し上げたいと思います。

この提言の中には、教育プログラムとか資格の件については残念ながら明示的なものはなかったわけです。それは人材の多様性を確保するという意味から今後の大きな課題になっていると理解しますので、現場でどのような方が本当に活躍していただくかという前段階の部分が、ここに書かれていると理解したいと思います。

もう一点が国際機関等との関係ですが、先ほど井川委員も外交という観点からお話があって、ただ今、事故調の話もございました。原子力事故の一番大きな特徴は、国際的な情報の共有が必要であるということであると理解をしております。例えば、INES 評価はしっかりと国際的に進めるべきものです。こういう観点を何らかの形で入れていけないだろうかというところが、追加して申し上げたい意見でございます。

もう一点、安全規制に関する独立性の部分です。全体としては3ページ、4ページ、9ページにこの話題が書かれているところであり、組織として独立だから独立だということはしっかりと記述されていると思います。もう少し積極的な意味では、原子力の推進がいかに関レベルで、例えば経済産業省あるいは産業界で進められようとも、それとは独立にこの安全庁というのが、存在をしている原子力施設に対する安全を、この提言に書かれているような目的に従って確保するために仕事をしていく。そのための独立性である。そういう積極的な独立性をもう一歩入れ込む



べきであろうと考えております。国民に対する説明性という意味からも、もう一步踏み込むことが必要なと考えています。

以上でございます。

松浦座長

ありがとうございました。

最後に言われた点は、私の記憶では提言の文言の中に似たような文言があったように記憶するんです。独立は要するに政治からも、産業界という言葉があったかどうかは記憶しておりませんが、要するにそういう安全以外の点から不当な圧力を受けてはいけないという文章が独立性の中にあつたように思うんですが、もう一度再確認しまして、今の御指摘の要点がちゃんと見えるかどうかというのを確かめてみたいと思います。ありがとうございました。

それでは、住田委員、よろしくお願ひします。

住田委員

いよいよ最終取りまとめに至ったところですが、顧問会議の趣旨がこの提言で明らかになると思います。すなわち、私どもの意見の一致しているものに関しては、極めて強い調子で、〇〇すべきであるという書き方で明確にされたと思いますし、さまざまな意見がありますときには、こういう考え方もあつたとか、両論併記で書かれているものもでございます。各委員のそれぞれの見解について今後、政府の方でいろいろな場面で取り入れていただいて、新しいよい制度をつくっていただくための糧としていただく、そのためのものだとして理解いたしております。

そういう意味ではここに書かれていないことなんですが、文章にするか、それともしなくても結構なんですけれども、情報公開の関係で1点申し上げたいと思います。と申しましてもいくつかの箇所にわたりますが。

一口に情報公開と言いますと、一方的に伝えるという意味での公開制度ということに思われがちです。すなわち、広報の意味内容で、わかりやすく伝えるという考え方です。この案でもそのような意味合いで一貫しております。例えば7ページ(6)の情報公開であれば、情報公開の運用体制についていろいろ書いてあるんですが、結局は国民にわかりやすく伝える能力の確保の意味で書いてあるんです。

ところで、私ども法律家として気になりますのは、例えば18ページに内部通報の論点が1つ出ています。この内部通報の問題を安全文化の浸透の中でしか書いていないということなんです。2つ目のポツに安全性についての重大な情報の提供者である内部通報者を尊重していなかったのではないかと、という視点ですが、これは人の尊重ではなく、本当に重要な情報についてそれを取り入れ、検討し、適切に対処していたかどうかということこそが大事だと考えます。

情報公開についても同様で、住民に対して伝えることだけにとどまらずに、内部・外部問わずいろいろな方々からリスク、安全性に関する情報が来た場合に、これをどのような形で取り入れて、それに対応するかということこそが情報公開に関しても最後の段階で重要なところだろうと思うんです。

こういう内部通報に対して、もしくは内部告発とか外部告発でも結構ですが、それに対してきちんと対処して必要ならそれを取り入れるようなシステム、部門でも結構ですけれども、そのようなものを今後入れていただきたいと思っています。

その関係からいきますと、恐らく今後さまざまな司法判断を求められるケースが出てくるはずでございます。そういう不安や疑問、問題提起に対してきちんと受け止め、情報公開というより一歩踏み込んで、それに対してどう対応していくかを検討していく部門が必要ではないかと思っております。

今日の高橋委員の1ページ目の一番最後のところ、審議会についての細かい手続について法令化すべきである、とのご見解。一番下に入っていて気になりましたのは、許認可に際し住民に対する説明会を開催するという。これは実際にやっていらっしゃるし、法的な根拠を与えるのもそれはそれで結構なんです、出された意見に対して文書で回答し、必要と認める場合は自らの見解を示すものとする、と書いていらっしゃるわけです。これは不安とか疑問に対しての対応の1つの在り方をお示しになっているなと思ったんですけども、私は確かにそれをお答えする必要があるし、必要なものは取り入れるべきであると思っておりますが、これをこうやって現場でもって文書で回答することによって、今後司法判断を求められるときに、それが独り歩きするという懸念があるのではないかと感じます。お答えする場合には原子力安全庁の本体の部分において責任を持った回答ができるように、また、それに対して真摯に答えるような制度をつくっておいていただくことが、今後更に必要になってくるのではないかと思っております。

あと、21ページの情報公開のところもいろいろ書いていまして、そこにも伝えることが重きに置かれていますが、すべての意見について取り入れた上で、どのようにそれに対処していくかという、これもPDCAサイクルの一環にもなるかと思っておりますけれども、そういうこともどこかに入れていただければありがたいと思います。

4つ目のポツです。これは意見もあったという書き方なので、再発防止顧問会議の全員の意見ではなく、そういう意見もあったという書き方でございますが、私は先ほどから出ております核セキュリティの問題、テロ対策、それから、率直に申しまして国際的な中での知財競争があるただ中で、余りここを大きく書くことに対しては疑問を持っております。しかしながら、不安や疑問点に対してどういう形でお答えするかというときは、また別途のやり方、インカメラとかいろんなやり方があると思います。守秘義務をかけるというやり方もありますから、それに対しては真摯に対応していただかなければいけないですけども、余り一般論で出すことに対しては懸念を表明しておきます。

以上でございます。

松浦座長

最後の点を確認させていただきたいのですが、セーフガードであるとかセキュリティであるとかについて、一般的に書くのはいかがかというのは、これはそれを安全庁が取り扱うとか、ほかのところを取り扱うとか、そういうことをわざわざはっきりする必要はないという意味ですか。

住田委員

所管についてのことではなく、積極的に公開する原則を法令上明確にすべきとしてしまうと、原則公開でこれが裁判になったときに、大変厳しい話になってくる場合が生じるということを申し上げたかったわけです。

松浦座長

わかりました。それは IAEA での議論でも、セーフティとセーフガードにどう一緒にシナジー効果を求めようかというときに、一番問題になりますのは公開性という点で、シナジーはとても図れないというのがありまして、確かにそこは重要なところだと思います。

ありがとうございました。先ほど御指摘がありました公開ヒアリングの質問に対する結果等は、実は実際には確かに文書でちゃんと出ているんですが、それはまだ今は法的にはちゃんと実現されておりませんので、裁判になったときにそれがどう扱われるかというのが非常にあいまいですので、確かに御指摘のところがあると思います。ありがとうございました。

次、お願いします。

鈴木委員

いろいろな意見をきれいにまとめていただいていると思います。この種の報告書は完璧を期そうとすると限がなく、私ももっと書き込んでいただきたいと思うようなこともあるんですが、2つだけ申し上げます。一つは、「バックフィット対策」という言葉がどれぐらい業界用語として浸透しているのか。何となくバックフィット対策というと、バックフィットしなければいけなくなったので、それをいかにやるかみたいなイメージを与えかねないので、バックフィットという言葉を使わない方がいいのかもしれませんが、要するに既存の設備が新基準にどういうふうに対応していくべきかということが判るように書いていただくと良いでしょう。

もう一つは、安全研究に関してですが、これは前回申し上げたつもりだったんですが、安全そのものの研究は勿論必要なんですけれども、すべての原子力研究にそれが実現あるいは実際に商業化されたり社会で実装をされていくときに、どれくらい安全面の影響があるのかということを常に考えて、言わば環境評価と同じような文化で、安全性評価を行う文化をここでつくり上げていかななくてはならない。そういうようなところをどこかに付け加えていただければと思います。

結局こういうふうに議論してきてわかったことは、やはり安全庁の議論だけしていてもだめで、原子力委員会はどうなるのか、その周辺の法体系、法律は今おつくりになっているようですが、原子力基本法から手を入れていかなければいけないところもあるでしょう。法体系を一体どうするのか。例えば賠償の問題にしても、ここでは損害賠償の手続についてとか触れていますが、これも両論併記みたいな形になっていますが、安全庁でやるとしたら、それによって予算が大きく動くわけです。かなり大変なところなので、それは両論併記ではなくて、完璧を期することはできなくても、どうすべきであるという辺りを少し整理した方がいいのではないかと思います。

先ほど政府内でしょうか、党の方なのでしょうか、いろんなことについて大体整理がついたというお話で、例えばモニタリングに関しても予算が環境省に一括計上で来るということでしたが、環境省がどのように責任を持つことが出来るのか、実務面ではどういうふう管理されることになるのか、国全体のモニタリング体制として本当に一元化してコントロールが効くような実効性のあるものになるのかどうかということは、この報告書ということではなくて、まさに政治の方で考えていただかなければいけないことだろうと思います。

この提言はいろいろ書き込んでいくとどんどん厚くなってきたわけですが、私としてはどこかで申し上げましたが、1～2ページのきっちりとしたエグゼクティブサマリーをつくっていただく。小さい字でいっぱい書き込むということではなく、ポイントをきっちりまとめたものをお

つくりいただいて、そこに関心がある人が提言の本文にしっかりと目を通していただく。そういうような構造があるといいのではないかと思います。

それだけ申し上げておきます。

松浦座長

ありがとうございました。

確かに今、御指摘のとおりで、安全庁だけで済む話というのは限られているので、そこは政府としてどうつながるかというのは、対応をちゃんとお考えいただかないといけないと思います。

賠償もまさに何兆円という賠償が1つの省庁で簡単にいくとも思いませんので、そこはどういう書き方をするのか非常に難しいと思うんですけども、これは私の頭ではとても出てこないもので、事務局の行政官の方々の知恵を拝借しながら少し考えてみまして、先生方に改めてお伺いしたいと思います。

そして、最後のエグゼクティブサマリーでございますが、私自身も実はこれだけ厚い提言になりますと、何かそういうものをつくった方がいいのかなと思ったんですが、つくるのがかなり難しいのと、それについてまた議論をするというのもなかなか大変なので、これは最後に申し上げようと思ったんですが、もしそういうものをつくった方がいいという御意見が多いなら、非常に僭越ですけども、その作業については私と事務局にお任せいただいて、つくったものを委員の方々にお示しして確認をいただくという作業でやってよろしいということなら、そのようなことをしてみたいと思いますが、後でまた皆さんに確認したいと思います。

では、どうぞお願いします。

北村委員

後で御確認いただけるということですが、私自身もサマリーをつくることについては強く支持したいと思っております。二十数ページ読めないことではないでしょうが、なかなか中身が濃いので、それは是非お願いしたいと思います。

関連してまとめ方ですが、こういう意見があったという書き方をこういうまとめにつくるのは、私もよくあることだというのは承知していますけれども、両論併記か、あるいは逆に言うところちょっと言い逃れの、これは考えたけれども、本体には余り入っていませんという言い方になるのはよろしくないもので、私としては意見があったということの中で、まだもう少し練る必要があることは、例えば後付けの、先ほど委員長もおっしゃったけれども、各委員所感なり、この報告書で言っている言葉の意味の短くていいが、解説といったものを後ろに付けていただいた方が、意味が伝わるような気がします。

先ほど住田委員が言われた情報公開は知らせるだけではないんだ。私も全くそう思います。内部通報の問題もあるけれども、もう一方でリスクコミュニケーションと関連して、要するに受け手が望む情報を出してあげるということは当然のことながらやらなければいけない。膨大な議事録を公開していれば情報公開だとは私は全く思わない。とても大変なんですけれども、今これからの時代はそれをやっついていかないとしようがないと思いますので、その一番手としてこの報告書の書き方もきっと出るであろう質問については、後ろにまとめておくみたいなのをやれば、多少見通しがよくなるのかなと考えておりました。御検討ください。

今のはまとめ方ですけれども、中身に関して言うと、関村委員が安全研究の重要性を、特に人文社会科学的な側面も入れる研究の重要性を御指摘になりました。飯田委員もそうだったと思います。飯田委員は研究というよりはリスクコミュニケーションとか、そういうところに人文社会科学的なものを入れ込んでいくということですが、私の限られた体験だと、原子力みたいに非常に厄介なものに対して快くお付き合いいただける人文社会科学の先生というのは存外いらっしゃらないというか、嫌がられる方も多いのですが、しかしこれをやっていけばそういう方が増えていただけると思っています。

原子力のリスクコミュニケーションについても、随分最近はいろんな方が参入していただいています。10年ぐらい前に私がいろいろお願いしたときには、原子力は面倒くさいから嫌だとか、難しいから嫌だという方が本当に多かったんです。議事録に書くような問題ではないかもしれないけれども、そういうことを気にしますので、とてもいい御提案だと思いますが、それが実際に機能するためには、難しくても走らせる中からそれぞれの社会の中の構成員の方が、ソーシャルラーニングをやっていただくことも必要なのかなと考えます。

最後に、関村先生のおっしゃった安全研究に異議はないんですが、留意点を付け加えたいと思います。原子力が、事故ばかり起こしているものならば、安全研究にお金はつくでしょう。しかし、今回非常に大きい事故を起こしたとはいえ、現実には非常に事故の頻度はずっと少なかったというのが実態です。この実態については、今年8月に村上陽一郎先生が新聞に指摘しておられた通りです。実態として事故の頻度が少ないときに安全研究に関する予算や人的措置は、あつという間に切り捨てられるというのはよく経験するところだろうと思います。だから本来こういう大規模なシステムについては、レアイベントについても対応しなければいけないのだ。したがって、そういうものについてしっかり対応するので、3年に1度成果報告書を出せ、前進が見えないから予算を切るぞというスキームには合わないんだということを是非、それこそ先ほど私が申し上げた最後の方の後付けにでもいいから書き込んでいただければなと思っています。

以上です。

松浦座長

ありがとうございました。

リスクコミュニケーションあるいは情報が双方向でなければ情報のコミュニケーションの意味がないというのは、まさにそのとおりだと思います。北村先生は実践的にトライをしておられますので、よく理解をさせていただくところでございます。

では、川勝委員、お願いします。

川勝委員

前回の会議で素案が示され、今回出来上がってきた最終案は、大変すっきりとしたと存じます。座長の松浦先生とともに汗をかかれた事務局に御礼を申し上げます。ありがとうございました。

原則は当初は5原則でしたが、委員の意見を入れて2つ追加して7原則になり、7原則が第2章に、その具体的対応が第3章に節ごとに対応して書かれ、対応関係が明確で、必ずしも読みにくいものではない。しかも切迫感のある問題をあつかっており、これくらいの長さだとよく読まれるのではないかという印象を持ちました。

2～3感想を申し上げます。従来は、原子力安全委員会と原子力安全・保安院の2元体制でした。問題は経産省が利用と規制の両方を管轄するので、それを分離して新しく安全庁を新設する。その安全庁の業務について、冒頭で細野大臣から包括的に御説明があり、安全庁の仕事はほぼ8～9割方明確になりました。

一方、安全審議会は、従来の原子力安全委員会にとって代わることはわかりましたが、それがここで書かれているように「日常的に審議会の組織を活性化し、運営する方策を整備」せねばならず、しかも、「科学的な知見に基づいて」行われなければならない。

この新しい安全審議会で、従来の原子力安全委員会の限界が突破できるかが課題です。一例を挙げれば、原子力安全委員会が農産物の暫定規制値を出しました。これが独り歩きをして絶対的な規制値となって多大な混乱を生じたことは御承知のとおりです。原子力安全委員会は5人からなり、そこに放射性物質によって汚染された食材あるいは農産物の御専門の方がいない。更に突っ込んでいえば、原子力安全委員会の事務を預かる厚生労働省の役人、彼は獣医ですが、その役人がお茶やシイタケの暫定規制値の言い出しっぺです。農産物について専門性を疑われるその役人が言ったのを原子力安全委員会が認めて暫定規制値になったのに、それを指摘されると、認めただけではないなどという責任逃れがございました。猛省が求められています。新しい原子力安全審議会には高い能力のある専門官がいないといけないのですが、どちらかと言うと安全庁の方に力点が置かれた書き方ですので、新設予定の安全審議会については若干心配しています。

もう一つは、「今回の事故で十分に機能しなかったことを真摯に反省し、その機能向上を図る」と書かれているオフサイトセンターについてです。最終章に課題が書かれ、そこに「すぐに取り組むべきものについて、速やかに実現することを求めたい」とあり、「とりわけオフサイトセンターを含む」と書かれています。

現在オフサイトセンターは20ありますが、5km圏内のものが、福島を除きますと、泊、伊方、浜岡の三か所です。浜岡の場合には原発から2.3km。それは一旦事故が起こるとこれはPAZ (Precautionary Action Zone) の中です。すぐに退去せねばならないところなので、緊急を要します。特に浜岡の場合、向こう30年間に87%の確率で地震が起こるとして停止しており、しかも東北大地震とは違って津波が数分後に来ると予想されています。東海地震だけだとマグニチュード8.3、連動では8.7。原発事故が起これば、現在のオフサイトセンターは明らかに使えません。

原発から5km以内のオフサイトセンターは具体的に3つしかない。菅政権の下で、しかも保安院を持っておられる経産省の大臣と共同で止められた。浜岡は止まっているからといって安全でないことは使用済み核燃料だけでも6,000本以上、使用中に止めた燃料を入れますと1万本近くあり、冷却機能が失われれば、たちどころに事故が起こりますから、即予算措置を講じて対処すべきでしょう。

現在のオフサイトセンターは、原発から20km圏内につくらねばならないという規制とともに、代替場所も決めておかねばならず、具体的に既に場所が特定されています。

浜岡原発の場合、有力代替候補は磐田市にある県の総合庁舎ですが、そこがオフサイトセンターとして使えないことはすでに明確になっています。では代替候補地がないのかというと、静岡空港があります。そこに20ヘクタールの平地があり、それは空港と地続きの同じ高さで造成されており、真下に新幹線が走り、そこに新幹線駅も予定されている。1号線、東名高速、夏には開通する新東名高速道路もあり、南に御前崎港があります。空港は原発からちょうど20km。中部・東海圏には広域的防災拠点がありません。首都圏には有明、関西には堺がありますが、中部圏に

はないのです。ないまま放ってある。浜岡原発は現政府が今すぐ止めろといったくらいに危険なところ。そのオフサイトセンターは5km圏内のPAZの中にある。原子力安全委員会がPAZをお決めになった後に出るのが、この報告書です。そこで答申では、せめて1つくらいは具体的な提言をしてはいかがでしょうか。オフサイトセンターがとりわけ今回の問題になったことに照らし、オンサイトは言うまでもありませんが、事故が起こったときにはオフサイトセンターが現地本部になりますので、この報告書で書き込まないと、切迫感を持ってないのではないかと。私は原発立地県の代表としてこの委員会に選ばれていますが、ほかの原発立地県の方々も、そうした具体的な提言がないと、真剣に受け止めないのではないかと危惧します。

ともあれ全体としては、事故の反省に立ち、原則を7つ出し、それに対する具体的対応策を出し、そして中長期、短期的に取り組んでいく課題について明快に書かれ、読みやすいものでございますが、あえて願望を若干申し上げた次第でございます。松浦先生に重ねて御礼を申し上げます。

松浦座長

ありがとうございました。

最後に御指摘のオフサイトセンターにつきましては、それぞれの立地場所を見ておきますと、明らかに浜岡のオフサイトセンターあるいは泊のオフサイトセンターは非常に近いところにあるというのは、まさに問題そのものであると思います。その点について、提言書の中にどうプラスして書き込むかについては、私も事務局ともよく議論をしたいと思いますが、一方でそういう委員の思いを先ほどから出ております所感なり所論なりという、後ろに付けるものにもしお書きいただけるなら、それなりにインパクトがあるものではないかと思っておりますので、お考えいただければと思います。

松浦座長

ということで、皆さんの御意見をずっといただきまして、幾つかの御意見につきましては提言書の中に更に追加できると思っております。そこは具体的に作業をさせていただきます。

その他にといいますか、かなり全体的に、政府の中の幾つかの大きな問題と関わるような、例えば政府側の問題につきましては、提言の中に具体的にどこまで書けるかというのは私も心配ですので、その辺りは御所論のような形で後ろに付けるものにはっきりと書いていただけるとありがたいかなと思います。

私自身も、保障措置というのは、実は外務省が受け取るものかという気もするんですけども、アメリカで国務省とかACDAというところがちゃんと持っておりますので、そういう点から考えますとかなりある意味で本質的に考えないといけない問題ではないかと思っております。それはこの提言の範囲をはるかに超えることですので、ちょっと書けないと思っておりますけれども、御所論の中に書いていただけるなら大丈夫かと思っておりますので、そのようにしていただければどうかと思っております。

そういうことで、この提言そのものにつきましては、今日いただいた意見も含めて、余り変更というか追加にならないと思っておりますけれども、作業をさせていただいて、その作業の結果を皆さんに御提示して最終案としたいと思っておりますが、そのとりまとめの作業に関しましては、座長一任ということでさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

(委員 異議なし)

松浦座長

それでは、そのように図らせていただきます。

それから、2つ御提案がございまして、1つは先ほどから申し上げております、これは所感と書くのがいいか所論と書くのがいいか特別の意見と書くのがいいか、それはどうなるかは別にして、それぞれの方でこの提言の中には書き切れない、あるいは言い切れないけれども、是非こういう考え方は今後の安全庁あるいは安全規制体系をつくり上げていく中で、早急あるいは段階的あるいは長期的にそれぞれきちんと対応すべきという御意見をいただきたいと思います。これは、余り長いものですとまた読む人も大変だと思いますので、A4で1ページないし2ページ以内くらいでおまとめいただいて、御提出をいただければ幸いですと思いますが、そういうふうにさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

(委員 異議なし)

松浦座長

もう一つはエグゼクティブサマリーですが、これはある意味でつくるのは非常に便利で有効であると同時に、ある意味で危険性を持つということもあるわけでありまして。サマリーに書いてしまったとしますと、それだけが重要で、その他のところが見過ごされる可能性を持つという点で非常に気をつけないといけないのですが、しかし、一般の社会の方に何が本当に大切なのかということ、少なくとも项目的にでも理解いただくという点では、サマリーをつかって御提示するのがよろしいかと思えます。

しかし、実際に作業をされる行政の方々にはサマリーというよりは、むしろこの提言書そのものをしっかりと見ていただくということではないかと思うんですが、そういうことを含めてどこかにちゃんと記載しながらサマリーをつくるというのは、それはそれなりに効果があると思うんですけれども、それは1つ案をつくらせていただいて、皆様に御提示する。それで特に問題がなければ付けるという運び方をしてよろしゅうございますでしょうか。

(委員 異議なし)

松浦座長

それでは、うまくできるかどうか私も今は自信がありませんけれども、とにかくやってみたいと思います。何日までに答えをくださいというような忙しいメールがまいると思いますけれども、どうぞよろしく最後まで御協力お願いいたします。

以上で大体この提言書の最終的な仕上げ、サマリーあるいは御所感を付けさせていただくということで、全体の作業を終わりたいと思いますが、皆さんに提言書の最終案を御確認いただき、御所論は別にそれぞれの方の御意見ですので、御確認の必要はないと思いますけれども、そういうことで全体をまとめたいと思いますが、以上の作業を来週に行いまして、その後、細野大臣に提出することにさせていただきたいと思いますが、そういう運びにさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。



(委員 異議なし)

松浦座長

それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

非常に忙しいといえますか、限られた時間の中で非常に多くの意見を出していただきまして、何とかこういう形のところまでできましたので、最終的にはこれで行政庁の方で法律をつくっていただくときに、是非、最大限活用していただけるとありがたいと思いますが、これまでにいただきました皆様方の御協力及び、これからもまだ少し御協力をいただかないといけないと思えますけれども、どうぞよろしくお願ひいたしたいと思えます。

<議題2：その他>

松浦座長

それでは、最後になりましたが、事務局の方から何かありますか。

森本室長

先生方、本当にお忙しい日程で非常に精力的に御議論をいただき、ありがとうございます。今まさに法律とか予算とか作業をしておりますので、そこに反映させていただきたいと思えます。最後になりますけれども、細野大臣からごあいさつを申し上げたいと思えます。

細野大臣

国会が途中で入りましたものですから、答弁に行っておりました。大変失礼いたしました。

本当に皆さんに御協力をいただき、具体的な、そして非常に力強い御提案をいただいたと思っております。短い間に会合そのものも大変タイトなスケジュールでしたけれども、実際にいろんな作業を皆さんやっていただき、本当に御協力をいただきましたことに感謝申し上げます。皆さんの御協力がなければ本当に多くの皆さんの声を受け止めて、この安全庁そのものがスタートすることは難しかったらと思っておりますので、重ねて心より感謝を申し上げます。ありがとうございます。

4月に新しい組織を立ち上げる予定でございますけれども、そこで本当に地に落ちてしまった原子力の安全に対する規制の在り方を、もう一度信頼を取り戻すことができるかどうか、恐らく私はこれは本当にそこで取り戻せなければ、日本の原子力安全規制そのものは恐らく国民の信頼を取り戻すことはできないだろうと思っております。ですから、そこを本当にここは最後の機会ととらえて、しっかりとやり抜く決意が必要であると思っております。そのためには1月に法律をつくる際も、皆さんの御提案をいただいたものをしっかりと反映した規制機関を立ち上げたいと思っておりますし、その後の国会審議を通じて、国民の皆さんにもそれを伝えていかなければならないと思っております。

言うまでもなく、4月に発足した後も常によりきちっとした運営ができるような前進を目指していくということも、併せて必要であると思っております。会議としては今日が最後でございますけれども、是非来年もそういった意味で我々としてはとにかく一步一步前進をして、まずは4

月に国民の信頼を取り戻す。その後もより前進を図っていきたいと思っておりますので、顧問の皆様にはこれからも御意見をいただけますように、心よりお願いを申し上げます。

最後に、改めまして松浦座長を始め、委員の皆様、ここまで本当に御協力を一貫していただいたことに感謝申し上げます、ごあいさつに代えたいと思います。本当にありがとうございました。

<閉会>

松浦座長

細野大臣、大変御丁寧なごあいさつをいただき、ありがとうございました。

短い時間でございますけれども、非常に集中的な審議をいただきまして、御意見をいただきまして、何とかまとめることができたというか、もう少し残っておりますが、少なくともほとんどのところでは一応目的を達するところまで来たわけでございます。皆様方の大変な御協力に、座長といたしましていろいろ不手際があったことをおわびしながら、心から御礼申し上げたいと思います。

顧問会議はこれで終わると私は理解したんですが、昨日、事務局と作業をしながら聞いておりましたら、一応終わりなんですけれども、何かがあったときには言わばフォローアップのようなことでお声がかかるかもわかりませんので、そこはそのようなお心づもりをしていただけるとということでございます。私としては大臣に提出いたしましたらそれで終わりと思っているわけでございますけれども、来年のことはこれ以上言わないことにいたしまして、皆さん方にもし御協力の御依頼がありましたときには、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で本日の会議は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

(了)